

令和3年度

第2回 山口県百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会

令和3年9月28(火)15時00分から

山口地方合同庁舎2号館2階会議室

議 題

- 1 金額審議について
- 2 その他

## 資 料

- 1 都道府県別百貨店, 総合スーパーの特定最低賃金額
- 2 関連質問14

**※この資料は次回以降もご持参ください。**

都道府県別百貨店, 総合スーパーの特定最低賃金

都道府県	ランク	特定最低賃金				地域別最低賃金	
		現行額	令和3年度	引上げ額	発効日	令和3年度	引上げ額
岩手	D	800	必要性なし	埋没	H30. 12. 28	821	28
富山	B	865			R2. 12. 9	877	28
石川	C	865			R2. 12. 31	861	28
福井	C	840	必要性なし	埋没	R2. 12. 24	858	28
和歌山	C	851			R3. 2. 11	859	28
島根	D	750		埋没	H29. 11. 22	824	32
山口	C	859			R2. 12. 15	857	28
福岡	C	889			R1. 12. 10	870	28
熊本	D	796	必要性なし	埋没	R2. 12. 15	821	28
鹿児島	D	693		埋没	H26. 12. 26	821	28

関連質問 14

当局の特定（産業別）最低賃金である百貨店、総合スーパー（労働協約ケース）の時間額は 820 円で、本年度の改正決定申出における賃金の最低額に関する労働協約の最も低い金額は、時間額 825 円である。

ところで、地域別最低賃金に係る本年度の目安答申がCランクで+10 円であり、当局の地域別最低賃金も+10 円であったことから、今後の百貨店、総合スーパー専門部会での審議において、労働側が+10 円を主張、即ち労働協約の最も低い額である時間額 825 円を超える時間額 830 円までの引き上げを求めてくる可能性がある。

申出に係る労働協約の賃金の最低額を超えた最低賃金額を決定できるか否かについては、法的に明文化されていないが、このような場合、どのように対応したらよいかお伺いする。

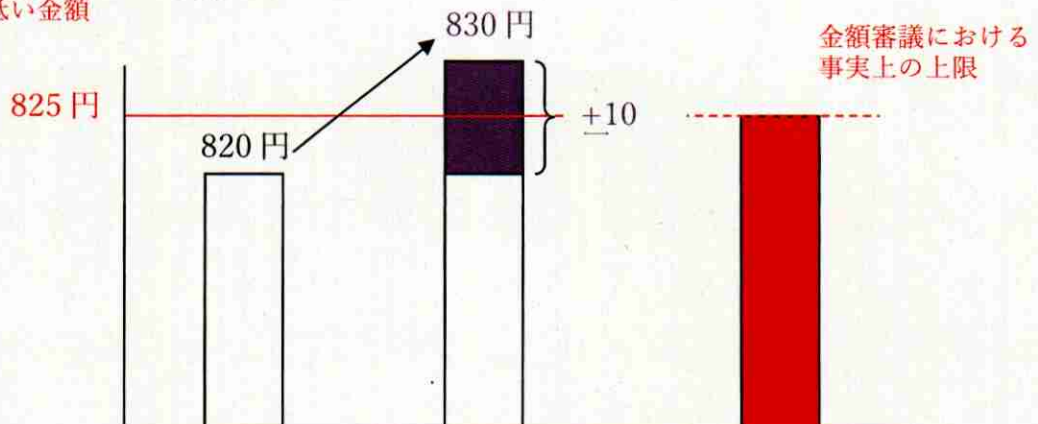
答

特定（産業別）最低賃金は関係労使のイニシアティブで設定されるものであるが、特に労働協約ケースについては「同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている産業」について設定されるものであるため、決定される最低賃金額の水準も関係労使が合意した協約額が基礎となるものである。

この場合、複数の金額の異なる労働協約によって申出がなされたときには、その中の最も低い協約の賃金額が共通の協約額となるが、仮にこの額を超えて法定最低賃金を決定することは当該協約を無効にすることとなり、このことは協約を締結した関係労使の（少なくとも使用者側の）意向に反するものと考えられる。従って、関係労使が合意した共通の協約額、即ち最下限の協約額を超えて最低賃金額を決定することは制度の性格から認めがたいものであり、協約額の最下限が金額審議における事実上の上限となるものと考えるべきである。

以上のことから、本件の場合、特定最低賃金額の上限は、仮に改正するとしても労働協約の賃金の最低額である 825 円までである。

改正決定申出における  
賃金の最低額に関する労働協  
約の最も低い金額



百貨店、総合スーパー特定最低賃金